

横浜市記者発表資料

令和 7 年 8 月 22 日
教育委員会事務局
南部学校教育事務所教育総務課

教職員の懲戒処分について

1 事件の概要及び処分内容

所 属	中学校
被 処 分 者	校長（男性・60代）
処 分 日	令和7年8月22日（金）
処 分 内 容	懲戒免職
概 要	当該校長は、6月13日（金）14時頃、電車内において女性2名に対し、下着を撮る目的で私用のスマートフォンを用いて動画撮影をした。 乗り合わせた乗客により取り押さえられ、戸部警察署に任意同行された後、警察において捜査が行われていたが、8月7日（木）に、横浜地方検察庁に書類送検された。

2 教育長コメント

教育委員会として、教職員の不祥事の防止に取り組んでいる中、このような事態に至ったことは極めて遺憾であり、大変申し訳なく思います。

教育委員会としては、性加害行為に対しては特に厳しく対応することとしており、本件についても速やかに、最も厳しい懲戒免職処分といたしました。

市民の皆様の信頼を取り戻すべく、学校運営の不安解消と再発防止の取組に、引き続き全力を尽くしてまいります。

お問合せ先

教育委員会事務局 南部学校教育事務所 教育総務課

Tel 045-843-6406